

証券投資信託 商品概要説明書

項 目	内 容
1. 商品名	DCマイセクション75
愛 称	
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合
4. 商品属性	
当初設定日	2001年10月1日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	国内株式インデックス マザーファンド受益証券、国内債券インデックス マザーファンド受益証券、外国株式インデックス マザーファンド受益証券および外国債券インデックス マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	●主として、マザーファンド受益証券への投資を通して、国内株式、国内債券、外国株式及び外国債券への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ、投資信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。 ●期待リターンとリスクのバランスを勘案し、国内株式50%、外国株式25%、国内債券17%、外国債券5%、短期金融資産3%を基準ポートフォリオとして運用します。 資産ごとの投資比率は、原則として、基準ポートフォリオから±5%の範囲内にコントロールします。 基準ポートフォリオは、投資環境等の変化に応じて、年1回程度見直しを行うことがあります。 ●外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上をはかるため、為替のエクスポージャーのコントロールを行う場合があります。
主な投資制限	● 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の85%以下とします。 ● 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の40%以下とします。
ベンチマーク	各マザーファンドのベンチマークは以下のとおりです。 国内株式インデックス マザーファンド：東証株価指数 (TOPIX) 国内債券インデックス マザーファンド：NOMURA－BPI総合 外国株式インデックス マザーファンド：MSCIコクサイ・インデックス(円ベース) 外国債券インデックス マザーファンド：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
決算日	9月30日(ただし、休業日の場合は翌営業日となります。)
収益分配	●年1回の決算時(原則として9月30日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。 ●分配金は自動的に再投資されます。
償還条項	委託者は、投資信託約款に定める信託終了前に、受益権の残存口数が5億口を下回ることとなった場合もしくはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。償還が行われると受益証券が換金されることにより運用が行えなくなります。
5. 購入方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上 1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費 用	この商品には以下の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年0.352%(税抜年0.32%) (内訳：委託会社0.187%(税抜0.17%)、販売会社0.132%(税抜0.12%)、受託会社0.033%(税抜0.03%))
信託財産留保額	ありません。

(運営管理機関) リそな銀行

項 目	内 容
7. 費 用(つづき) その他費用	●投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用(消費税等を含みます。)ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。 ●証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料(消費税等を含みます。)または税金、先物・オプション取引に要する費用等は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。 ●投資信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)は、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
8. お申込み不可日等	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他のやむを得ない事情があるときは、ファンドの受益権の取得申込み・解約請求を中止または取消する場合があります。 また、確定拠出年金制度上、お取扱いできない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税はされません。 ● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み 損失の可能性	● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な 変動要因等	ファンドは、公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスク要因は次の通りです。
株価変動リスク	株式の価格は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動し、基準価額の変動要因となります。
債券価格変動 リスク	債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)局面では値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動し、基準価額の変動要因となります。
為替変動リスク	為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。
信用リスク	有価証券の発行者が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。
その他のリスク	ファンドは、ファミリーファンド方式で運用するため、マザーファンドに対し、同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドによる追加設定および一部解約等があり、マザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与える場合があります。
12. セーフティー ネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険および保険契約者保護機構の保護対象にはなっていません。
13. 持分の計算方法	解約価額(= 基準価額) × 保有口数 ※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。
14. 委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図等を行います。)
15. 受託会社	三井住友信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理を行います。) (再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

(運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。

(2020.7)